

育児休業給付金について

育児休業給付金は、従業員が育休中に雇用保険の保険者から受け取れる給付金です。育児休業給付金は、1歳（支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6ヶ月、または2歳）未満の子を育てるために、働くことができない分を国から給付する制度です。原則2ヶ月に1回、まとめて2ヶ月分の金額が支給されます。ただし、受け取りには、次の条件を満たしている必要があります。

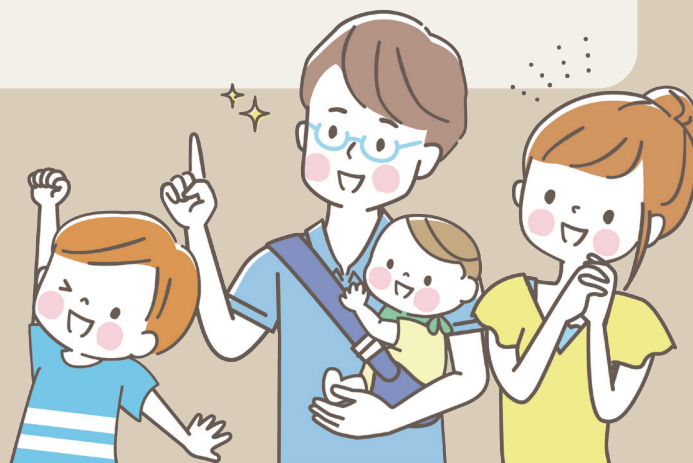
- ・雇用保険に加入し、保険料を支払っている
- ・育休後、退職予定がない
- ・育休中に就業日数が各1ヶ月に10日以下である
- ・育休中に休業開始前の1ヶ月の賃金の8割以上が支払われていない
- ・育休前の2年間で、1ヶ月に11日以上働いた月が12ヶ月であること

育休は、労働基準法の第6条によって企業は従業員からの申出を断ることができません。ですが、育児休業給付金については、上記(5)に該当しない従業員、たとえば入社して日が浅い新入社員などは適用外となります。

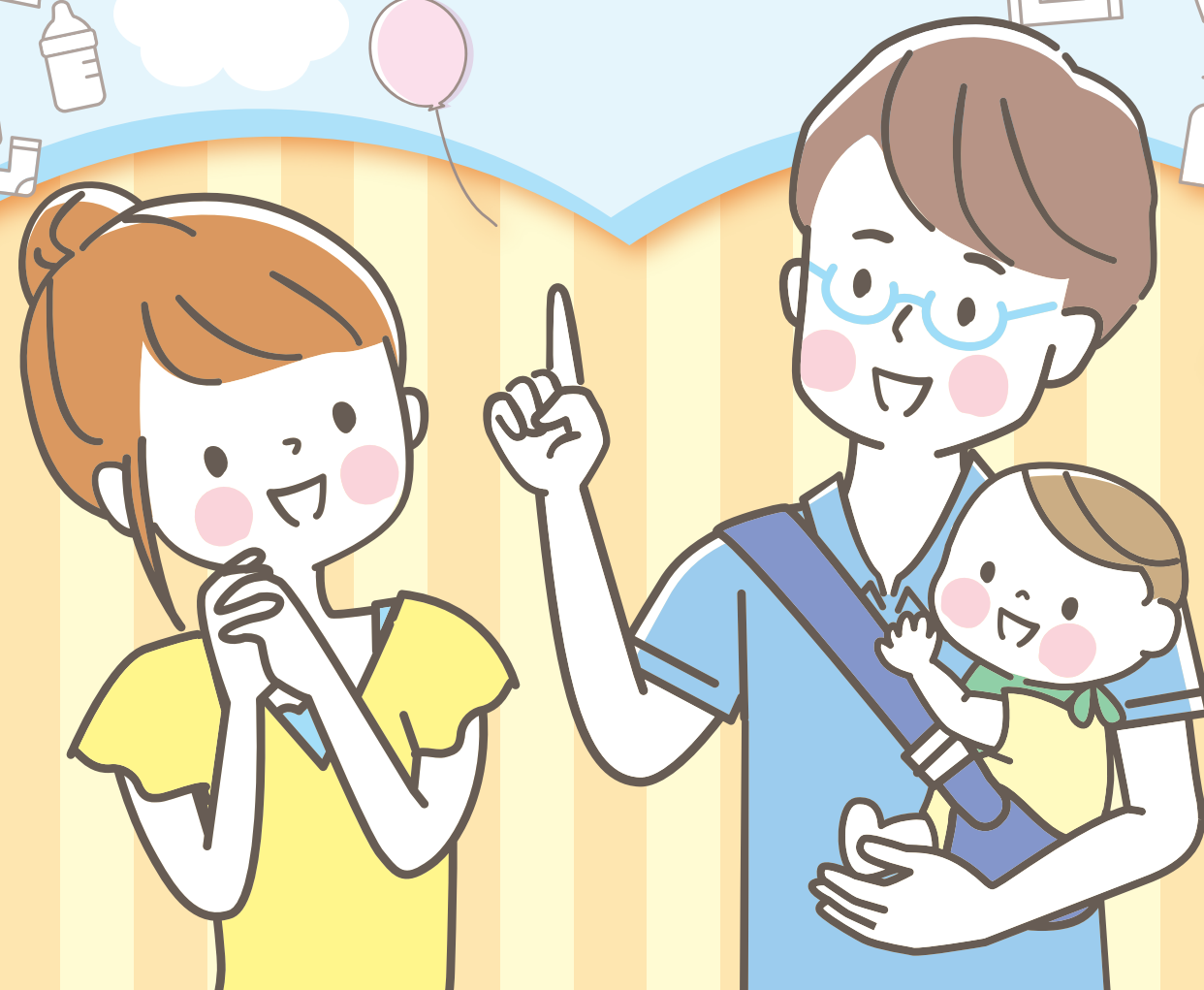
育児休業給付金の申請について

必要書類な書類は下記の4つです。それぞれ会社で用意してもらい、申請を行ってください。ちなみに申請期限は、育休が始まった日から4ヶ月後の月末までとなっています。

- ・育児休業給付受給資格確認票
- ・（初回）育児休業給付金支給申請書
- ・休業開始時賃金月額証明書
- ・賃金台帳または出勤簿



産前産後休業及び 育児休業制度について



産前産後休業・育児休業の仕組みをご存知ですか？

産前産後休業について

産前産後休業（以下：産休）とは、出産のための休業のことを言います。産前は出産予定日の6週間前 から（双子以上の場合は14週間前から）、産後は出産の翌日から8週間の休業期間のことを言います。産休は労働基準法における母性保護規定で定められており、正社員、契約社員、アルバイトなど、従業員の雇用形態に関わらず申請をすることができます。

産前休暇については、本人の希望があり、産前休暇を申請しない場合には出産前日まで働くことが可能です。

産後休暇は本人の早く働きたいという希望があったとしても、産後6週間は法律上就業禁止となります。産後6週以降、本人が働きたいという希望を出し、医師が支障がないと判断した業務に就かせることが可能です。

産休中の給与について

CHECK 出産手当金

産休中、給料が満額支給される場合には手当金は支給されません。産休に入る前に協会けんぽから書類が届きますので、出産後、必要項目を記入し申請しましょう。本人記入欄以外に、事業主記入欄、医師・助産師による記入欄もあります。

出産手当金は、基本的に産休期間中、実際に仕事を休んだ日数により支給されます。出産当日は産前期間に含まれます。また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。本人記入欄と、医療機関で記入が必要な項目をすべて埋めた申請書は、勤務先に提出しましょう。申請書は会社が記入した後、健康保険組合に郵送されます。

申請書に不備がなければ、提出から1~2ヵ月程度で指定口座に一括で振り込まれます。

CHECK 社会保険料の免除

事業主の方が年金事務所又は、健康保険組合に申出をすることによって、産休中の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。厚生年金・健康保険料の免除も行われます。

育休中の給与について

育児休業（以下：育休）とは、労働者が原則として1歳に満たない子を養育するための休業です。ただし、以下の労働者については休業取得の対象外になります。

- ・入社1年未満の労働者
- ・休業取得の申出の日から1年以内に雇用期間が終了する労働者（1歳6か月までの育児休業の場合は、6か月以内に雇用期間が終了する労働者）
- ・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

また、アルバイト・パートなど有期契約労働者には、育休の取得に条件があります。

- ・入社1年以上
- ・子供が1歳6か月に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

上記2点を満たす場合、育休が取得可能です。

育休の期間について

育休を取得できるのは、「原則として子が1歳に達する日（誕生日の前日）までの連続した期間」です。ただし、社員の子が1歳に達する日において、父母いずれかが育児休業中で、かつ次の事情がある場合には、2歳に達する日までの取得が可能となります。

- ・保育所等の利用を希望しているが、入所ができない場合
- ・子の養育を行っている社員の配偶者であり、1歳以降も子を養育する予定であった者が死亡、負傷、疾病等により子を養育することが困難となった場合

パパ社員の育休について

育休は、男女問わず取得が可能です。ただしパパ社員の場合、ママ社員とは、取得時期や回数が異なりますので、ご注意ください。

- < 母親 > 取得時期：産後休業のあとから育休取得可能
取得回数：1人の子供につき1回
- < 父親 > 取得時期：配偶者の出産日から育休取得可能
取得回数：「パパ休暇」制度を使えば2度取得可能
（産後、8週間以内に育休を取得し、かつそれが終了している場合に限る）



また、「パパ・ママ育休プラス」制度を使えば、通常1歳までの育休を2か月延長することが可能です。制度を利用するためには、

- ・子供が1歳に達するまでに、母親が育休を取得しかつそれが終了している
- ・父親の育休開始予定日が、子供の1歳の誕生日以前であり、母親の育休の初日以降である

上記の2点を満たしている必要があります。